#### 第1回 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会 議事要旨

日 時: 平成 28 年 11 月 1 日(火) 15:00~17:00

会 場: 都内

出 席 者 : ・ 委員:上妻 義直 氏(座長)、後藤 敏彦 氏、沢味 健司 氏

(座長は委員の互選により選出)

· 環境省 総合環境政策局 環境経済課

・ 事務局(EY 新日本サステナビリティ株式会社)

#### 主要論点

ü 改定の目的

Ø ガイドラインの有用性を高めることを確認した

- ü 報告の枠組み
  - Ø ESG 情報開示の在り方を検討した。またこれを念頭に、ガイドラインの対象範囲、対象範囲外について 外部関係諸団体とのパートナーシップ等の可能性を検討した
- ü ガイドラインの構造・体系
  - Ø ガイドラインの普及および開示情報の質の向上を念頭に、事業者の負担感を踏まえて、ガイドラインの 在り方を検討した
- ü その他
  - Ø マネジメントアプローチの開示の在り方を検討した
  - Ø ガイドラインにおける「目標」の意味合い(必達ではない)を検討した
  - ② 温室効果ガス排出、取水、生物多様性の項目毎に、グローバル動向および我が国の実情に合った 情報開示の追求を念頭に、今後重要となるであろう開示情報およびバウンダリー(企業グループ全体、 サプライチェーン、バリューチェーン)を検討した
  - Ø マテリアルバランスの在り方を検討した
  - Ø 環境会計の在り方を検討した
  - ② 今後重要となるであろう開示情報の視点から、ガイドラインに追加すべき環境項目を検討した (資源循環、化学物質、放射性物質による環境汚染)
  - Ø ガイドラインの促進策を検討した

#### 今後の予定

- ü 第3回研究会を平成29年1月に開催し、骨子素案の検討、有識者ヒアリング(企業、ガイドライン関係者等) を実施する
- ü 第4回研究会を平成29年2月に開催し、骨子の確定をする
- ü 平成 29 年 3 月末日までに報告書をとりまとめる

### 第2回 環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会 ヒアリング事項

#### ① 16:00~16:30 (住友林業株式会社 飯塚優子氏)

企業の視点から主に国際的な基準・ガイドライン等、ESG 報告全体の枠組み、バウンダリ(組織境界)についてお尋ねします。

#### Q1. 国際的な基準・ガイドライン等

企業の情報開示において国際的な基準・ガイドライン等を活用するメリットと留意点をどのように 考えますか? また、それはなぜですか?

#### 【関連する論点素案(資料5より)】

論点素案② 国際的な基準・ガイドライン等

- ü 国際的な基準・ガイドライン(GRI、IIRC 等)との関係性を検討する
  - 2 GRI の要求事項を考慮する
  - 2 統合報告を行う場合の環境報告に関する注意事項を検討する

#### 【参考情報】

同社の「CSR レポート 2016」では、「環境報告ガイドライン(2012 年版)」(環境省)、

「ISO26000:2010 社会的責任に関する手引き」((財)日本規格協会))、

「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」(GRI)を参考にしています。

#### Q2. ESG 報告全体の枠組み

我が国における ESG 報告の枠組みをどのように考えますか? また、それはなぜですか? (例、ESG のうち不足している報告スコープがある/過重である、国内と海外の情報開示に偏りがある/ない、法的な枠組みなど位置付けを高める必要がある、等)

#### 【関連する論点素案(資料5より)】

論点素案③-2 ESG 報告全体の枠組み

- 世界規模で広がる環境課題は貧困などの社会的な課題とも密接に係っていることがあり、これらの課題の解決には環境・経済・社会の3つの側面に配慮することが必要であるため、日本全体で報告枠組みを考えることが望まれる
- ü 環境以外の側面に関する報告については、関係諸団体との協力やパートナーシップ等を検討することが望まれる(EDINET、コーポレートガバナンス・コード、社会報告に関して新たな協力体制を検討)

#### Q3. バウンダリ(組織境界)

企業の情報開示におけるバウンダリ(報告境界)についてどのように考えますか? また、それはなぜですか? (例、連結が原則、バリューチェーンから単体まで含めて企業側の裁量でよい、主要差異が入っていればよい、等))

#### 【関連する論点素案(資料5より)】

論点素案⑥ バウンダリ(組織境界)

- これまでどおり企業グループ全体を原則としつつ、開示項目によってサプライチェーン (例、GHG 排出量、水資源(バーチャルウォーター)、生物多様性(最上流のみ))、 バリューチェーンを含め検討することが望まれる
- ü バウンダリを企業グループ全体に拡張を図る場合の実務上の課題を整理する
  - 2 情報開示が企業グループ全体ではない事業者への措置を検討する
  - 2 バウンダリを企業グループ全体に広げるための方策を検討する

② 16:30~17:00 (株式会社大和総研 河口真理子氏)

投資家の視点から主に国際的な基準・ガイドライン等、ESG 報告全体の枠組み、バウンダリ(組織境界) についてお尋ねします。

#### Q1. 国際的な基準・ガイドライン等

投資家の立場からみて、GRI Standards、SASB Standards、IIRC フレームワーク等をどのように 考えますか? また、それはなぜですか?

(例、エンゲージメントや企業分析において比較可能性等により一定の有用性がある/ない、ボイラープレート化につながり企業の競争優位性が分かりにくくなる、等)

#### 【関連する論点素案(資料5より)】

論点素案② 国際的な基準・ガイドライン等

- ü 国際的な基準・ガイドライン(GRI、IIRC 等)との関係性を検討する
  - 2 GRI の要求事項を考慮する
  - 2 統合報告を行う場合の環境報告に関する注意事項を検討する

#### Q2. ESG 報告全体の枠組み

我が国における ESG 報告の枠組みをどのように考えますか? また、それはなぜですか? (例、ESG のうち不足している報告スコープがある/過重である、国内と海外の情報開示に偏りがある/ない、法的な枠組みなど位置付けを高める必要がある、等)

#### 【関連する論点素案(資料5より)】

論点素案③-2 ESG 報告全体の枠組み

- 世界規模で広がる環境課題は貧困などの社会的な課題とも密接に係っていることがあり、これらの課題の解決には環境・経済・社会の3つの側面に配慮することが必要であるため、日本全体で報告枠組みを考えることが望まれる
- ü 環境以外の側面に関する報告については、関係諸団体との協力やパートナーシップ等を検討することが望まれる(EDINET、コーポレートガバナンス・コード、社会報告に関して新たな協力体制を検討)

#### Q3. バウンダリ(組織境界)

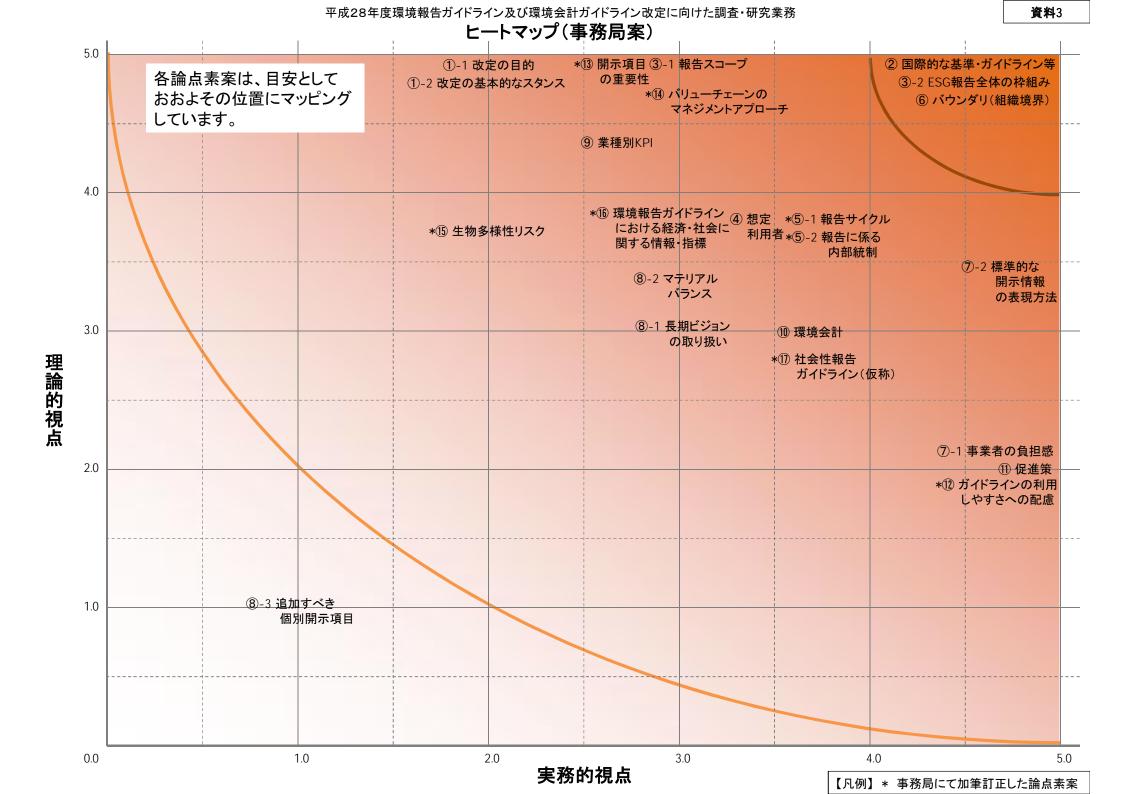
企業の情報開示におけるバウンダリ(報告境界)についてどのように考えますか? また、それはなぜですか? (例、連結が原則、バリューチェーンから単体まで含めて企業側の裁量でよい、主要差異が入っていればよい、等))

#### 【関連する論点素案(資料5より)】

論点素案⑥ バウンダリ(組織境界)

- これまでどおり企業グループ全体を原則としつつ、開示項目によってサプライチェーン (例、GHG 排出量、水資源(バーチャルウォーター)、生物多様性(最上流のみ))、 バリューチェーンを含め検討することが望まれる
- ü バウンダリを企業グループ全体に拡張を図る場合の実務上の課題を整理する
  - 2 情報開示が企業グループ全体ではない事業者への措置を検討する
  - 2 バウンダリを企業グループ全体に広げるための方策を検討する

以上



## 平成28年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた調査・研究業務 ヒートマップのスコアリング表(事務局案)

			横軸:実務的	的視点			縦軸:理論的	的視点	
	<b>論点素案</b> (資料5より)		事業者の負担感	未来性・先進性	インセンティブ で で で で で で で で で で で で で で で で で で う で う で う で う で う う に う に		一 般原 則	との関係性 ガイドライン 国際基準・	対象範囲 ) (報告対象項目・ 準拠性
	重み付け(加重平均)	100%	33%	33%	33%	100%	33%	33%	33%
①前提の確認	①-1 改定の目的	2.0	2	2	2	5.0	5	5	5
	①-2 改定の基本的なスタンス	2.0	2	2	2	5.0	5	5	5
②国際的動向との関係	② 国際的な基準・ガイドライン等	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
③体系的なESG情報開示	③-1 報告スコープ	3.0	4	3	2	5.0	5	5	5
	③-2 ESG報告全体の枠組み	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
④ガイドラインの想定	④ 想定利用者	3.3	4	2	4	3.7	3	3	5
⑤環境報告のガバナンス	*⑤-1 報告サイクル	3.7	3	3	5	3.7	3	5	3
	*5-2 報告に係る内部統制	3.7	3	3	5	3.7	3	5	3
⑥バウンダリ	⑥ バウンダリ(組織境界)	5.0	5	5	5	5.0	5	5	5
⑦ガイドラインの標準開示	⑦-1 事業者の負担感	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2
	⑦-2 標準的な開示情報の表現方法	5.0	5	5	5	3.3	2	4	4
⑧個別開示項目の論点	⑧-1 長期ビジョンの取り扱い	3.0	3	3	3	3.0	3	3	3
	8-2 マテリアルバランス	3.0	4	2	3	3.3	3	3	4
	8-3 追加すべき個別開示項目	1.0	1	1	1	1.0	1	1	1
⑨業種別開示項目	⑨ 業種別KPI	2.7	4	2	2	4.3	5	3	5
⑩環境会計	⑩ 環境会計	3.7	5	3	3	3.0	3	3	3
⑪情報開示の質の向上	① 促進策	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2
*12 ガイドラインの利用しや	すさへの配慮	5.0	5	5	5	2.0	2	2	2
*③ 開示項目の重要性		2.7	4	2	2	5.0	5	5	5
*⑭ バリューチェーンのマネジメントアプローチ		3.0	3	4	2	4.7	5	5	4
*15 生物多様性リスク		2.0	2	2	2	3.7	4	4	3
*16 環境報告ガイドラインに	おける経済・社会に関する情報・指標	3.0	3	3	3	3.7	3	5	3
*① 社会性報告ガイドライン	(仮称)	3.7	2	5	4	2.7	2	4	2

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

評価点	凡例
5	必ず検討すべき
4	特に検討すべき
3	検討すべき
2	可能な限り検討すべき
1	検討が望ましい
0	特に検討しないでよい

	一般原則
原則1	目的適合性
原則2	表現の忠実性
原則3	比較可能性
原則4	理解容易性
原則5	検証可能性
原則6	適時性

#### 平成28年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた調査・研究業務 環境報告ガイドライン(2012年版)と論点素案の対応

<b>電性担化された。ハハススを作り口を</b>		【凡例】*事務局にて加筆訂正した論点素家
環境報告ガイドライン(2012年版)目次		<b>論点素案</b> ①-1 改定の目的
(前提)		①-2 改定の基本的なスタンス
(構造・体系)		⑦-1 事業者の負担感
(業種別開示項目)		⑨ 業種別KPI
(⑪情報開示の質の向上)		① 促進策
(装丁)		*⑩ ガイドラインの利用しやすさへの配慮
	1	
はじめに	I	
	2	②国際的な基準・ガイドライン等
		③-1 報告スコープ
1. 環境報告の位置付け	2	③-2 ESG報告全体の枠組み
2. 環境報告ガイドラインの改訂にあたって	3	
(1)環境報告の現状・課題について	3	
(2)本ガイドラインの対象について (3)2007年版の改訂ポイントについて	4	④想定利用者
(3)2007年版の改訂ポイントについて	5	
3. これから環境報告を始める事業者の方へ	7	
ST THE SHAPE CHAPTER STATE OF THE STATE OF T		
第一部 環境報告の考え方・基本指針	8	
第1章 環境報告の考え方	9	
1. 環境報告とは何か (1)環境報告の定義と環境報告ガイドライン	9	
(1)環境報告の定義と環境報告ガイトライン (2)環境報告の基本的機能	10	
2. 環境報告と環境配慮経営	12	
(1)環境報告と環境配慮経営	12	
(2)環境配慮経営の方向性	14	
3. ステークホルダーと環境報告	16	
かっさ 理は担告のサービム	10	
第2章 環境報告の基本指針 1 環境報告の一般原則	18 19	
1.環境報告の一般原則	19	
2.環境報告の重要な視点	24	「重要状況   控告負に省の工等的関子]  (Page24)
2. 从先报日00至文66655	24	*⑤-1 報告サイクル
3.環境報告を実施する上での基本事項	28	
第3章 環境報告の記載枠組み	34	
第二部 環境報告の記載事項	40	  *13 開示項目の重要性
另一即 垛况取口 0 记载 学快	40	個 州小項目の主安圧
第4章 環境報告の基本的事項	42	⑦-2 標準的な開示情報の表現方法
1. 報告にあたっての基本的要件	43	
(1)対象組織の範囲・対象期間		⑥バウンダリ(組織境界)
(2)対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	44	"
(3)報告方針	46	
(4)公表媒体の方針等 2. 経営責任者の緒言	47 49	
3. 環境報告の概要	50	
(1)環境配慮経営等の概要	50	
(2)KPIの時系列一覧	52	
(3)個別の環境課題に関する対応総括	54	
	54	8-2 マテリアルバランス
4. マテリアルバランス	54 58	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標	54 58 60	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針	54 58	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	54 58 60 61 61 62	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況	54 58 60 61 61 62 64	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等	54 58 60 61 61 62 64 64	
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制	54 58 60 61 61 62 64 64 67	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況	54 58 60 61 61 62 64 64 67 68	
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況	54 58 60 61 61 62 64 64 67	
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等	54 58 60 61 61 62 64 64 67 68 70 70	
4. マテリアルバランス 第5章 「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等 4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況	54 58 60 61 61 62 64 64 67 68 70 70 71	
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等 4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	54 58 60 61 61 62 64 64 67 70 70 71 72	*14 バリューチェーンのマネジメントアプローチ
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等 4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等 (2)グリーン購入・調達	54 58 60 61 61 62 64 64 67 68 70 70 71 72 72	*14 バリューチェーンのマネジメントアプローチ
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等 4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等 (2)グリーン購入・調達 (3)環境負荷低減に資する製品・サービス等	54 58 60 61 61 62 64 64 67 70 70 71 72 72 75	*⑪ バリューチェーンのマネジメントアプローチ
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等 4. パリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等 (2)グリーン購入・調達 (3)環境負荷低減に資する製品・サービス等 (4)環境関連の新技術・研究開発	54 58 60 61 61 62 64 64 67 70 71 72 72 75 76	*(14) バリューチェーンのマネジメントアプローチ
4. マテリアルバランス 第5章「環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況」を表す情報・指標 1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 (1)環境配慮の方針 (2)重要な課題、ビジョン及び事業戦略等 2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境配慮経営の組織体制等 (2)環境リスクマネジメント体制 (3)環境に関する規制等の遵守状況 3. ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応の状況 (1)ステークホルダーへの対応 (2)環境に関する社会貢献活動等 4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1)バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等 (2)グリーン購入・調達 (3)環境負荷低減に資する製品・サービス等	54 58 60 61 61 62 64 64 67 70 70 71 72 72 75	*14 バリューチェーンのマネジメントアプローチ

(次頁へ続く)

#### 平成28年度環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた調査・研究業務 環境報告ガイドライン(2012年版)と論点素案の対応

【凡例】\*事務局にて加筆訂正した論点素案 論点素案

## 環境報告ガイドライン(2012年版)目次

#### (前頁より続く)

第6章 「事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標	84	<ul><li>⑧-1 長期ビジョンの取り扱い</li><li>⑧-3 追加すべき個別開示項目</li></ul>
	96	(1) 環境会計 ●
(1)総エネルギー投入量及びその低減対策	86	
(2)総物質投入量及びその低減対策	88	
(3)水資源投入量及びその低減対策	91	
2. 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)	92	
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況	93	
(1)総製品生産量又は総商品販売量等	93	
(2)温室効果ガスの排出量及びその低減対策	94	
(3)総排水量及びその低減対策	96	
(4)大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	98	
(5)化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	100	
(6)廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	103	
(7)有害物質等の漏出量及びその防止対策	106	
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況		*⑮ 生物多様性リスク 🗸
·· = 1922 19/12/20 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	100	⊕ <b>-</b> 1//2   ↑   ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑
		*⑯ 環境報告ガイドラインにおける
第7章 「環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況」を表す情報・指標	111	
NEW TO SERVICE OF SERV		*① 社会性報告ガイドライン(仮称)
1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況	112	⑪ 環境会計
(1)事業者における経済的側面の状況	112	0 111 11 111
(2)社会における経済的側面の状況	114	
2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	118	
第8章 その他の記載事項等	121	
1. 後発事象等	121	
(1)後発事象	121	
(2) 臨時的事象	121	
2. 環境情報の第三者審査等	122	
「環境報告書の記載事項等に関する告示」と本ガイドラインとの比較	123	
本ガイドラインと「環境報告ガイドライン(2007年版)」との比較	125	
【参考資料】	127	
1.【検討委員名簿】	128	
2.【用語解説】	129	
3.【記載事項一覧表】	133	
4.【環境効率指標例】	138	
5.【指標の一般的な計算例】	141	
6.【個別の環境課題に関連する財務影響等(例示)】	149	
7.【社会的側面の状況に関する情報・指標(詳細)】	152	
8.【環境配慮経営の評価チェックシート(例示)】	156	

以上

①前提の	·····································		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
1-1	改定の目的	<ul> <li>ガイドラインの有用性を高めること</li> <li>ガイドラインの有用性の考え方を整理する         <ul> <li>(事業者が容易に利用できるガイドラインとすることと、ガイドラインへの厳格な準拠性を求めることとはトレードオフ関係にあるのではないか)</li> </ul> </li> <li>ガイドラインへの準拠性の考え方を整理する</li> </ul>	

①前提の	①前提の確認					
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ			
1-2	改定の基本的なスタンス	は 10年後でも使用し続けられることを想定し、現在は困難でも将来的に到達すべきゴールを含めること				

②国際的	②国際的動向との関係				
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ		
2	国際的な基準・ ガイドライン等	ü 国際的な基準・ガイドライン(GRI、IIRC等)との関係性を検討する	<b>^</b>		
		カイトフィン寺	Ø GRIの要求事項を考慮する	ē,	
		Ø 統合報告を行う場合の環境報告に関する注意事項を検討する	)=)		
			$\mathcal{L}^{T}$		
			<u> </u>		

21+5.bb	なESG情報開示		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
3-1	報告スコープ		

③体系的标	③体系的なESG情報開示				
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ		
No. ③-2	論点 ESG報告全体の 枠組み	対応の方向性  世界規模で広がる環境課題は貧困などの社会的な課題とも密接に係っていることがあり、これらの課題の解決には環境・経済・社会の3つの側面に配慮することが必要であるため、日本全体で報告枠組みを考えることが望まれる  環境以外の側面に関する報告については、関係諸団体との協力やパートナーシップ等を検討することが望まれる(EDINET、コーポレートガバナンス・コード、社会報告に関して新たな協力体制を検討)	トマップ		

<b>④ガイド</b> ラ	インの想定		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
	想定利用者	<ul> <li>立 主な想定利用者を独自の情報開示を推し進める先進企業を除く上場企業、 乃至はそれに準ずる規模の企業とすることが望まれる</li> <li>② 作成者(事業者)のみならず、利用者(ステークホルダー)の視点を 検討する</li> <li>② 幅広いステークホルダーの中でも、特にどのようなステークホル ダーに配慮するかを検討する</li> </ul>	

⑤環境報	告のガバナンス		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
*(5)-1	報告サイクル		

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

⑤環境報	告のガバナンス		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
*⑤-2	報告に係る内部統制	事業者として開示情報のオーソライズの在り方を検討する	

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

⑥バウンタ	<b>t</b> ij		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
	バウンダリ(組織境界)	<ul> <li>□ これまでどおり企業グループ全体を原則としつつ、開示項目によってサプライチェーン(例、GHG排出量、水資源(バーチャルウォーター)、生物多様性(最上流のみ))、バリューチェーンを含め検討することが望まれる</li> <li>□ パウンダリを企業グループ全体に拡張を図る場合の実務上の課題を整理する</li> <li>② 情報開示が企業グループ全体ではない事業者への措置を検討する</li> <li>② バウンダリを企業グループ全体に広げるための方策を検討する</li> </ul>	

⑦ガイドラ	インの標準開示		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
⑦-1	事業者の負担感	<ul> <li>環境情報開示に社内リソース(人員、予算等)を十分に割くことができない事業者が準拠しやすいように、ガイドラインのコアな部分をコンパクトでにすることが望まれる</li> <li>* ガイドラインの内容を少なくするという趣旨ではなく、全ての事業者に共通して重要性があると考えられる事項に着目して、必要な説明・解説の在り方を検討し、より使いやすく理解しやすい構造・体系を検討する</li> </ul>	

⑦ガイドラ	インの標準開示		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
<b>7-2</b>	標準的な開示情報の表現方法	び どの項目が環境報告ガイドラインの標準的な開示項目に該当するかが分かりやすいように、表し方を検討する	

⑧個別開:	示項目の論点		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
8-1	長期ビジョンの取り扱い	<ul> <li>□ 中長期的な取り組みが想定される個別開示項目における長期ビジョンの取り扱いについて、ガイドライン内で具体的に示す</li> <li>② 目標という場合には、目指すべき方向(ゴール)と達成すべきターゲットの区別を明確にする</li> <li>② 長期とは、どの程度の期間かを検討する。ゴールはより長期的であるが、その道筋としてのターゲットないし中間目標は、事業者の経営計画(3-5年)に含まれていることが現実的でないか。</li> <li>② 長期ビジョンを考えるべき個別開示項目(温室効果ガス排出、水、生物多様性、資源循環等)を検討する</li> </ul>	

8個別開	示項目の論点		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
8 - 2	マテリアルバランス	<ul> <li>ロ マテリアルバランスは重要な環境項目としない(削除はしない)ことが望まれる</li> <li>ロ マテリアルバランスの考え方を解説しつつ、資源循環の観点による項目が重要な開示項目となりうる</li> </ul>	

8個別開	⑧個別開示項目の論点			
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ	
8-3	追加すべき個別開示項目	現行ガイドラインにはないが、将来的に重要となることが想定される個別開示項目を検討する		

⑨業種別	<b>⑨業種別開示項目</b>				
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ		
9	業種別KPI	ü 今回の改定での取り扱いは特にしないことが望まれる			

⑩環境会	⑪環境会計				
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ		
	環境会計	<ul> <li>□ 環境会計の利用企業の現状(横ばいないしは逓減傾向)を踏まえ、コスト情報のみとし、環境報告ガイドラインに吸収することが望まれる</li> <li>② 例えば、環境負荷情報とコストとの関係に着目する等を検討する</li> </ul>			

⑪情報開	①情報開示の質の向上			
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ	
	促進策	ü ガイドラインへの準拠性などに関する評価制度があることが望まれる		

① ガイドラ	⑫ ガイドラインの利用しやすさへの配慮 				
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ		
*12	ガイドラインの利用しやすさへの配慮	<ul> <li>ガイドラインの利用者は必ずしも十分高いリテラシーを持っているとない。このため、ガイドラインの読みやすさのため編集面の配慮を有る</li> <li>装丁そのものは本研究会の対象ではない</li> </ul>	も限ら		

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

⑬ 開示項	目の重要性		
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ
*(3)	開示項目の重要性	<ul> <li>立 全ての事業者に共通して重要性があると考えられる情報・指標、報告対象とする情報利用者の種類、事業者の業種や事業・地域特性等により重要性があると考えられる情報・指標の整理を検討する</li> <li>② 例、「① 記載する情報・指標」(必須記載項目)、「② 重要性がある場合に記載する情報・指標」(可能な限り開示すべき項目)</li> </ul>	

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

(4) バリューチェーンのマネジメントアプローチ							
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ				
*(14)	バリューチェーンのマネジメントアプローチ	び バリューチェーンに対するマネジメントアプローチはステークホルダーの興味関心が高まりつつある。このため、パリューチェーンのマネジメントアプローチの情報開示の在り方を検討する。					

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

⑤ 生物多様性リスク							
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ				
*(15)	生物多様性リスク	<ul> <li>立 生物多様性リスクへのステークホルダーの興味関心が高まりつつある。生物多様性リスクの情報開示の在り方を検討する</li> <li>立 例、ビジネスモデルに即して具体的に示す</li> </ul>					

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案

# ⑩ 環境報告ガイドラインにおける経済・社会に関する情報・指標 論点 対応の方向性 ヒートマップ No. \*(16) 環境報告ガイドラ ü 社会性報告ガイドライン(仮称)を他に作ることを想定した場合、第7章の インにおける経 要否を検討する。 済・社会に関する Ø 例、現行ガイドラインのまま、例示列挙する、参考となるガイドライ 情報・指標 ン・基準を例示する、不要につき削除する等

① 社会性報告ガイドライン(仮称)							
No.	論点	対応の方向性	ヒートマップ				
*①	社会性報告ガイドライン(仮称)	<ul> <li>社会性報告ガイドライン(仮称)の策定・促進策を検討する</li> <li>Ø 例、ガイドラインそのものは民間等で策定することは容易であるが、広く利用されるためには権威付けが必要。例えば、外務省のSDGsを取りまとめる組織体が関与してはどうか</li> </ul>					

【凡例】\* 事務局にて加筆訂正した論点素案